

シニア向け情報

シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 3月8・22日(水)午前10時(所要時間は1時間程度)

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内 2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

改正道路交通法のポイント 高齢者運転対策の推進

3月12日(日)に改正道路交通法が施行されます。

臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許更新のときだけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに受けることになります。

臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響する恐れがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。

臨時適正検査精度の見直し

認知症検査で認知症の恐れがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることになります。

高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知症機能検査で認知機能の低下の恐れがないと判定された方に対しては2時間に短縮されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

なります。

問合せ先 津島警察署 交通課

☎0567(24)0110

(午前9時～午後5時)

運転に少しでも不安を感じたら 運転免許証を 自主返納しましょう

高齢者ドライバーによる交通事故が多発しています。

身体能力の低下等により、運転に自信がない方に、申請による運転免許証の返納制度があります。

また、有効な運転免許証を自主返納すると、運転経歴証明書が申請できます。運転経歴証明書を高齢者交通安全サポーターの飲食店等に提示すると、割引特典等を受けることができます。

この機会に、自主返納を検討してはいかがでしょうか。

サポーター一覧はこちら

HP <https://www.pref.aichi.jp/police/koutsu/koureisha/sup-index.html>

問合せ先 津島警察署 交通課

☎0567(24)0110

(午前9時～午後5時)

みんなで支える介護保険

介護保険制度は、社会全体で介護を支え合い、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みです。65歳以上の方は第1号被保険者となり、それぞれの所得状況などに応じた介護保険料を納付していただく必要があります。皆さんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。

●保険料の納め忘れに注意

●介護保険料の納付がお済みでないものがありましたら、お早めに納付をお願いします。

●介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に、いったん全額自己負担で支払ってから介護給付の9割または8割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じ、サービス利用料が1割または2割負担から3割負担へと変更になる場合があります。

●介護保険料の納付相談を行っています。お気軽にお問合せください。

問合せ先 役場 民生課

内線115・158